（特別会計室）

第二百九十八条　会計課に、特別会計室を置く。

2　特別会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の経理に関すること。

二　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に関すること。

三　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する物品の管理に関すること。

第二百九十九条を次のように改める。

（生産経営産業部に置く課等）

第二百九十九条　生産経営産業部に、次の四課及び食品企業調整官一人を置く。

生産支援課

業務管理課

担い手育成課

事業支援課

第三百条の見出しを「（生産支援課の所掌事務）」に改め、同条中「農政推進課」を「生産支援課」に改め、同条第一号中「農政推進部」を「生産経営産業部」に改め、同条第八号中「農政推進部」を「生産経営産業部」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　地方競馬の監督に関すること。

第三百一条の次に次の一条を加える。

（担い手育成課の所掌事務）

第三百一条の二　担い手育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農業経営の改善及び安定に関すること。

二　食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定の経理に関すること。

第三百二条の見出しを「（事業支援課の所掌事務）」に改め、同条中「経営・事業支援課」を「事業支援課」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

第三百二条第四号中「農畜産物、飲食料品及び油脂」を「農林水産省の所掌事務に係る物資」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。

第三百二条第八号中「農政推進課」を「生産支援課」に改め、同条第九号を次のように改める。

九　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

第三百二条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（生産支援課の所掌に属するものを除く。）。

十二　日本農林規格の制定に関すること。

第三百三条の見出しを「（食品企業調整官の職務）」に改め、同条中「産業統括監」を「食品企業調整官」に、「農政推進部」を「生産経営産業部」に改める。

第三百四条の見出し中「農政調整官」の下に「、競馬監督官」を加え、同条第一項中「農政推進課」を「生産支援課」に改め、「上席農政業務管理官」の下に「一人」を、「農政調整官」の下に「一人、競馬監督官二人」を加え、「それぞれ」を削り、同条第二項及び第三項中「農政推進課」を「生産支援課」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　競馬監督官は、命を受けて、地方競馬の実施の監督に関する事務を行う。

第三百四条の次に次の一条を加える。

（食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第三百四条の二　事業支援課に、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

2　食育情報専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　教育ファーム推進専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における食料の消費の増進、改善及び調整の観点からの農林水産業に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三百五条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「五課」を「四課及び消費・安全管理官一人」に改め、「業務課」を削る。

第三百六条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三百七条を次のように改める。

（表示・規格課の所掌事務）

第三百七条　表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本農林規格に関すること。

二　食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

三　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関すること（安全管理課の所掌に属するものを除く。）。

第三百九条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三百十条及び第三百十一条を次のように改める。

（消費・安全管理官の職務）

第三百十条　消費・安全管理官は、消費・安全部の所掌事務に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（消費者行政専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官一人を置く。

2　消費者行政専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三百十二条中「七人」を「六人」に改める。

第三百十四条第三号を削る。

第三百二十三条の見出し中「地域統計室並びに」を削り、同条第一項中「地域統計室並びに」を削り、「一人」を「二人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「統計指導官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「情報調整官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第三項とする。

第一章第三節第二款第二目を次のように改める。

第二目　削除

第三百二十四条から第三百二十七条まで　削除

第三百八十九条の見出し中「木材専門官」の下に「、木材表示専門官」を加え、同条第一項中「木材専門官一人」を「木材専門官、木材表示専門官」に改め、「住宅資材技術専門官」の下に「それぞれ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　木材表示専門官は、木材の表示に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十条の見出し中「木材専門官」の下に「、木質バイオマス専門官」を加え、同条第一項中「木材専門官二人」の下に「、木質バイオマス専門官一人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　木質バイオマス専門官は、木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。）の利用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。